

昭和六十三年四月二十八日付け広島県報（号外）第三十一号に登載の広島県公告（同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物に係る一団地の区域）の一部を次のように訂正する。なお、平成二十二年十一月二十五日付け広島県報（定期）第九十三号に登載の正誤（昭和六十三年四月二十八日付け広島県報〔号外〕第三十一号中広島県公告〔同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物に係る一団地の区域〕の訂正）は、取り消す。

総務局総務管理部総務課長

| | | | |
|--------------------------------------|-----|--|--|
| 一 | ページ | | |
| 下 | 段 | | |
| 八から九 | 行 | | |
| つくも町一七二〇番地 四、一七二〇番地七及び 一七二〇番地八 | 誤 | | |
| つくも町一七二〇番地七及 び一七二〇番地八 | 正 | | |